

内閣衆質二〇一第二七〇号

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森 殿

衆議院議員辻元清美君提出臨時会召集要求に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出臨時会召集要求に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、現在、係属中の訴訟の内容に関わる事柄であることから、お答えすることは差し控えたい。

三及び四について

御指摘の「臨時会の召集期限を「二十日以内」とする改正案」及び「平成三十年の「条文イメージ（たき台素案）」」については自由民主党の文書であり、政府としてこれらの文書の内容を前提とするお尋ねについてお答えする立場にない。

五について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。